

[平成27年 第3回定例会]-[07月08日-09号]-P.502

◆50番（織田勝久） 事前に通告いたしました内容について、6番目の保育施策を3番目に、それから4番目の都市計画道路についてでございますが、事前のやりとりで理解いたしましたので、建設緑政局長、恐縮ですが、今回は御遠慮させていただきます。よろしくお願いたします。

鷺沼駅前周辺の再整備に関連して何点か伺います。鷺沼駅前周辺の再整備につきましては、私が議会にて提案し設置された東急電鉄と本市によるまちづくり研究会の成果として、先月6月2日に両者による「東急沿線まちづくり」に関する包括連携協定の締結に至ったということであります。既に本年度策定予定の総合計画に合わせ、鷺沼駅周辺の土地利用方針などを策定することについては、前回の質疑でこれもまた明らかになっているわけがあります。まず、前回3月の予算審査特別委員会での質疑において、3月中にまちづくり研究会にて土地利用ゾーニング案を取りまとめる予定とのスケジュールが示されました。この内容と、また昨年度に実施された交通量調査の結果分析の内容について伺います。あわせて、以上の内容と今回の包括連携協定との関連を伺っておきます。次に、今後まちづくり研究会においてこのゾーニング案に基づいて、土地利用方針等の策定に向けた検討を進めるとの方針も既に御答弁いただいておりますが、今後の取り組みの内容とそのスケジュールについて伺います。あわせて、鷺沼駅周辺の再整備については、再開発手法による面的整備に合わせた都市基盤整備の更新を目指すのか、単独の広場整備を行うのか、検討している整備手法について伺います。

◎まちづくり局長（金子督） 鷺沼駅周辺再整備についての御質問でございますが、初めに、昨年度に検討した土地利用ゾーニング案につきましては、駅を中心とした多様なライフスタイルに対応する機能の充実や駅アクセスの向上など、まちづくりの方向性を取りまとめたものでございます。また、本年2月に実施した駅周辺交差点における自動車等の交通量調査につきましては、平成23年度と比較し、交通量の変化は少ないものの、信号現示の見直しにより、渋滞長の短縮などが確認できたところでございます。これらに加え、このたびの東急電鉄との包括協定の締結を契機に、一層の連携協力により、駅周辺再整備の取り組みを進めてまいりたいと考えております。次に、今後の取り組み等についてでございますが、今年度末に予定する新たな総合計画の策定に合わせ、土地利用方針等の策定に向けた検討を進め、本協定の期間である平成29年度末を目途に、駅前広場や駅舎等を含め再整備に向けた具体的な計画内容を検討してまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） ただいまの御答弁で、今回初めてスケジュールについて示されたわけでありまして、平成29年度末までに駅前広場や駅舎等を含めた再整備に向けた具体的な計画内容を検討することですので、できれば平成30年度当初から直ちに整備に入ることができるよう、これは要望しておきます。引き続き経過を注視してまいりたいと思っております。

次に、区長権限と区役所機能の強化に関連して伺います。最後に市長の御意見を伺いたいと思っております。これまで区長の権限の強化、特に予算要求の権限の確立に向けた議論を進

めてまいりました。今議論いたしました鷺沼駅前、また周辺の整備の議論も、特に宮前区のコミュニティ交通の問題を進めるときに、いつも最後にネックになってしまうのは、その駅前に新しいバス停を整備する空間というものがなく、そういうことが実は大きな隘路となって何回となく断念をしてきた。そういう経過もありまして、やはり駅前再整備という議論について、しっかり進めていかなければならないと認識をした、そのようなテーマでもあるわけでありまして。この間の議論の経過と成果として、改めて区長の予算要求権限の確立について、その有無の確認をしておきます。市民・こども局長に、簡潔に御答弁を願います。

◎市民・こども局長(加藤順一) 区長の予算要求権限についての御質問でございますが、平成26年度から地域課題対応事業につきまして区独自事業と局区連携事業の区分を統合するとともに、区長が総合的、横断的に判断し、みずからの裁量により新たな課題に適切かつ迅速に対応するための区の新たな課題即応事業を新設したほか、一律枠を廃止し、局予算と同様に積み上げ方式とするなど、予算要求に関する区長権限の強化を図ってきたところでございます。以上でございます。

◆50番(織田勝久) 次に、宮前区長に伺います。宮前区は高齢化の進捗が大変速いという特徴を持っております。山坂の多い地形との特徴もあります。そこで、主要な交通結節点である駅や区役所などとの交通利便性の向上を目的に、コミュニティバスなどの地域交通の導入を区長権限で地域課題対応事業として予算要求を行うことができないのか伺います。予算要求が難しいのであれば、その理由についても明確にお答えを願います。

◎宮前区長(野本紀子) コミュニティ交通についての御質問でございますが、コミュニティ交通の導入に当たっては、交通事業者など関係機関との専門的な協議調整や、導入後の持続的な運行に向けた事業性の検証に取り組む体制等が必要になりますことから、区として独自に予算を要求して導入を進めることは難しい状況であると考えております。宮前区といたしましては、今後とも関係局と連携して、地域の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番(織田勝久) 難しい状況であるとの御答弁でありました。大変残念であります。平成26年度の地方自治法の一部改正により、区の事務分掌の条例化が義務づけられました。本市における条例制定のスケジュールを伺います。また、内容についても現行の規則を機械的に規定するのではなくて、政令指定都市の議会においてどのような区のあり方がふさわしいか、十分に議論することが望ましいと、国からの通知にもあるわけでありまして。仮称中長期的な区役所のあり方の策定に向けた基本的な考え方の中の、区行政改革の取り組み全般にわたる主な課題において、局区間の連携、役割分担、調整のあり方が大きなテーマとなっております。特に局区連携事業を中心に区と本庁とで地域課題の捉え方に差異があると、そのような記述まであるわけでありまして。この差異をどのように埋めていくのか、さらに区の権限強化に当たっては、局事業の計画、予算等について区と協議する仕組みをどのように確立をするのか、あわせて区からの局事業に対する提案を柔軟に反映する

仕組みをどのようにするのか、以上の課題を含め今後どのように条例化を進めるのか、内容を伺います。また、建築指導、開発指導にかかわる業務権限を区役所に戻す、そのようなことは検討できないのか、あわせて市民・こども局長に伺います。

◎市民・こども局長（加藤順一） 改正地方自治法等についての御質問でございますが、初めに、区役所における分掌事務の条例化につきましては、法改正の趣旨が区役所の役割を拡充し、住民自治の強化を図るものであることから、仮称中長期的な区役所のあり方の検討とあわせて、今年度中の制定に向けて取り組んでいるところでございます。次に、区役所と局との関係につきましては、事業や予算などに関する局区間調整のルール等を定めた、区における総合行政の推進に関する規則などの運用におきまして、地域課題に対する情報共有のあり方などに課題がありますことから、今後につきましては、同規則に定める各種会議の適切な運用など、改善手法について検討してまいりたいと考えております。区役所の分掌事務につきましては、こうした検討とあわせ、中長期的な区役所のあり方に関する庁内検討や行財政改革に関する計画策定委員会区役所のあり方検討部会での御議論、また市民の方々との意見交換の結果や議会での御意見等を踏まえまして、条例化を進めてまいりたいと存じます。また、建築指導、開発指導につきましては、平成19年度に耐震偽装問題や専門性の確保等の理由からまちづくり局に業務を集約する一方、各区役所にまちづくり支援担当を配置し、区民の皆様からの開発行為等にかかわる相談等が寄せられた場合に、的確に担当部署と連携して対応する体制としているところでございます。区役所の機能につきましては、今後、中長期的な区役所のあり方の検討において、この間の経過も踏まえ、局区間の役割分担のあり方を整理してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 最後に市長に御意見をいただきたいと思うのでありますけれども、行政が仕事を行う上での力の源泉は、人、予算、権限の3つ。これは私も大学で行政学の基本で習ったことであります。国における地方分権の議論の中でも、権限移譲の議論の前提は、この3つのいわば自治体の事務執行上の権力の源泉の確保が前提とされているわけでありまして。過去の質疑の中で市長からは、区の課題解決に向けた具体的な事業執行の枠組み等については、補完性の原則に基づき、区が地域の特性に応じてみずから課題を解決することができる責任と権限を持った区役所となるよう整理をしてまいりたいとの答弁をいただいております。この間、区長の予算要求権限の確立に向けて、総合調整規則の運用の改善なども求めながら一応の改善は図られたと理解はしてきておりますが、さきの宮前区長の答弁ではありませんけれども、率直、現状区役所はそれぞれの職員の頑張りとは別のレベルで人、予算、権限の、特に人で、その区役所としての仕事をする体制が厳しいと、やはりそういうことを感じざるを得ないのであります。人材が物理的にも、また専門性としての一一能力的な専門性という意味であります。そういう意味でもやはり人材が足りない、そのような厳しい現実があるように思うわけでありまして。さきに指摘をいたしました市長からいただいた御答弁の中の補完性の原則に基づき、区が地域の特性に応じて、みずから課題を解決することができる責任と権限を持った区役所となるよう整理をしてまいりたいと、この発言をどのように実体化させていくのか、さらに仮称中長期的な区役所のあり方の策定にどのように反映をしていくのか、これは市長の御意見で結構でござ

いますから、伺いたいと思います。

◎市長(福田紀彦) 昨日の堀添議員の質問でも大体お答えしたかとは思いますが、基本的にきのうも言ったとおり補完性の原則に基づいてということで進めていって、今、区役所の中長期的なあり方について検討を進めているところでありますので、今御質問にあった具体的にどうするんだというのはまさにその中で示していきたいと思っております。答弁漏れはなかったでしょうか。以上です。

◆50番(織田勝久) ぜひ人の配置という部分について特段の御配慮をいただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、保育施策について質問をさせていただきます。3月に策定された子ども・子育て支援事業計画について、量の見込みと確保方策を策定するに当たり、事前のニーズ調査結果に基づき、実質的には入所申請予想数としてより利用実態に即した数値となるように補正を行ったと聞いております。その補正内容について簡潔に伺います。また、待機児童の考え方及びカウントのあり方は、国の基準に準じるとの考え方が前提であるという理解でよいのか、改めて確認をしておきます。

◎こども本部長(小池義教) 保育施策についての御質問でございますが、初めに、子どもの未来応援プランにおける量の見込みの主な補正内容についてでございますが、国から示された「量の見込み」の算出等のための手引きによりますと、ひとり親世帯のお子さんは全て保育が必要なものとして見込むことになっておりますが、実際にはさまざまな事情により保護者が就労できない世帯もございますことから、ひとり親世帯につきましてはお子さんの約7割を保育の量として見込んだものでございます。また、保護者が育児休業中のゼロ歳児につきましては、手引きでは全てゼロ歳児の量として見込むこととされておりますが、実際には1歳児以降に職場復帰をされる方もございますことから、ゼロ歳児の量から1・2歳児の量に移行するなど補正したものでございます。次に、待機児童についてでございますが、同プランの量の見込みにつきましては、認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、さらに認可外保育施設を含めた市のあらゆる保育施策を活用し、保育の必要性が認められる保護者のニーズに対応するものとしたところでございます。また、待機児童の集計につきましては、引き続き厚生労働省の定める保育所等利用待機児童の定義に基づき行ってまいります。以上でございます。

◆50番(織田勝久) 待機児童のカウントの方法は国の基準を用いるが、この量の見込みと確保策は、この待機児童の考え方にとらわれず、実際の保護者のニーズに対応するものとしたということでありませう。

では次に、計画期間に必要となる保育士の数の見込みと確保策についてこども本部長に伺います。

◎こども本部長(小池義教) 保育士の確保策についての御質問でございますが、今後の保育所整備により必要となる保育士の数につきましては、整備計画ベースで、平成28年4

月に348人、平成29年4月に338人、平成30年4月に183人と試算しているところでございます。確保策につきましては、これまで実施してまいりました就職相談会の開催や保育士・保育所支援センターの運営のほか、本市独自の加配も含めた職員の処遇改善を継続するとともに、国の保育士宿舎借り上げ支援事業の実施に向けた検討も進め、保育士等職員の確保と安定雇用が図れるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） さきの我が会派の代表質問で、加配保育士の定員割れの実態が明らかになったばかりであります。保育士の確保は果たして実現できるのか、これは大きな課題であろうかと思えます。計画期間の量の見込みと確保方策を実現するための事業総額について、各年度ごとに、さらに確保方策ごとに伺いたいと思えます。国費、県費、市費についての内訳を伺います。市費については市の単独事業費としてのいわゆる上乗せ分もお示しく下さい。

◎こども本部長（小池義教） 確保方策ごとの事業費についての御質問でございますが、初めに、認定こども園、保育所、幼稚園につきましては、運営費のほかに施設整備に関する経費等も含んでおりますが、平成27年度当初予算の総事業費は382億円余で、その財源として、国庫負担金約53億円、県支出金約47億円、一般財源約193億円、ほかに保育料収入等がございまして、このうち運営費の市単独加算分は約70億円となっております。また、平成28年度の総事業費は424億円余、平成29年度は466億円余で、財源構成は同様な割合と見込んでおり、市単独事業加算分につきましても増加してまいります。次に、地域型保育事業に係る運営費につきましては、平成27年度当初予算の総事業費は10億円余で、その財源として、国庫支出金約3億8,000万円、県支出金約1億8,000万円、一般財源約4億7,000万円ほかとなっております、このうち運営費の市単独加算分は約2億2,000万円となっております。また、平成28年度の総事業費は18億円余、平成29年度は26億円余で、財源構成等の内容につきましては同様に見込んでおります。次に、認可外保育事業に係る運営費につきましては、平成27年度当初予算の総事業費は35億円余で、その財源として、国庫支出金約2億1,000万円、一般財源約33億円となっております。また、平成28年度の総事業費は31億円余、平成29年度は28億円余と見込んでおります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 大変膨大な数字であります。平成27年、平成28年、平成29年の3年間だけでトータル約1,200億円余、それから市費の分だけでも約600億円、それだけの事業費がかかるということであり、毎年約100億円を超える保育料収入も見込んであるということでもありますけれども、当然保育料の見直しについては避けられないテーマなんだろうと思えますけれども、これについては改めて議論させていただきたいと思えます。財源の確保の議論はやっぱり改めてせざるを得ないんだろうなと感じております。

さて、策定過程における審議の議事録なども拝見しましたが、委員各位からいろいろと課題等が示されているわけであり、特に小規模保育の整備誘致と3歳児以降の連携、受け入れシステムについて、また保育所における一時預かり事業の拡充策について、またこの潜在的なニーズの数値の把握についてなど、より実質的な運用面での大きな課題であ

ろうかと思えます。また、今後の事業費の見込みについてを今御指摘しましたけれども、川崎認定保育園などの認可外保育事業を、認可保育所などのいわゆる施設型給付の事業対象と比較をすると、保育士の確保の視点からもまた経費の面からも、むしろもっともっと積極的に活用する必要があるのではないかと、そのような認識もいたしましたので、認可外保育事業の活用のさらなる見直しというものを提言しておきたいと思えます。今回はこの程度の質疑にいたしますけれども、事業費総体、その財源の確保、保育士の確保、さらに国基準による待機児童ゼロにこだわることなく、保護者のニーズに即した子ども・子育て事業計画となるように要望し、これからも推移を厳しく見てまいりたいと思えます。

次に参ります。いわゆる行政の縦割りについて。いわゆる法令に基づく行政の縦割りの弊害とも思える課題について指摘し、運用の改善を求めたいと思えます。直近での簡易宿所の火災事件におきましても、新聞報道等にありますが、市との情報共有不備のところ縦割り行政の弊害が出たと痛感していると、市の職員のコメントが新聞記事に載っているわけでありますが、いずれにしても行政の法令に基づく縦割り、よく皆さんがおっしゃる横串のあり方の議論というものをいろいろな部局の中でしていかなければならないんだらうと思ひまして、その中でたまたま私の地元で認可保育所の整備や大店法による店舗などが新たに建設される際に、建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に基づく手続を前に置く――前置することにより、行政の縦割りの弊害とも見受けられる事例というものが重なりましたので、お尋ねをいたします。

保育所は市の重要な施策であります。この例は民有地借り上げ型、いわゆるマッチング事業で整備を行うという保育園でありましたが、総合調整条例に基づく標識が設置されて近隣住民に初めて保育所が整備される、そのような認識がされることによってわかりやすくすると保育所が迷惑施設と忌避される事態となりかねない、そのような例でありました。総合調整条例の手続のみならず、事業者及び子ども本部と連携して事前に周辺住民に施策の理解を求める、そのような情報提供のあり方をしっかりと検討すべきだと考えます。また、大店法に基づく大規模なスーパーマーケットなどが新しくできるときに、近隣周辺住民にとっては交通量の増大など、閑静な住宅街の住環境が激変をする、そのような懸念を抱く市民が発生するのは当然のことです。また、子どもの通学路の安全確保なども、交通量がふえるということであれば、また重要な地域の課題になるわけです。この際も、総合調整条例の手続の後、大店法の手続を別途に行うということではなくて、営業時間や交通量の予測などの情報も事業者が積極的に提供することにより、無用な事業者に対する警戒や疑心を回避することができると考えます。事業者から事前の相談を受けたときに、関係局が情報共有し、近隣周辺住民に市としての施策の理解を求める、あるいは大規模小売店が新設されることに伴い予測される事業者からの情報提供を積極的に行うよう指導するなど、法令の縦割りを横断的に運用する工夫ができないのか、三浦副市長に伺います。

◎副市長（三浦淳） 関係局における情報共有に係る御質問でございますが、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例では、建物等の計画内容を早い段階で近隣関係住民に周知を行うことにより、事業者と住民との相互の理解、協力の促進を図ること、あわせて事業者が公共施設管理者と協議を行うため、関係部署への情報共有を行っております。

保育事業者が認可保育所を整備するなどの場合には、事業者と周辺住民との良好な関係の構築は安定的な保育所運営において大変重要でございます。したがって、川崎市といたしましても、総合調整条例による手続よりも早い段階にありましても、必要に応じて担当部局において保育事業者や地権者等と連携し、周辺住民に積極的な情報提供を行いながら、可能な限り要望に対応できるよう努めますとともに、運営開始後も保育事業者と連携し、周辺住民との事故やトラブルが発生しないよう努めてまいりたいと考えております。また、大規模小売店舗立地法に基づく大規模商業施設などの事業所の運営計画等に関しましては、総合調整条例の対象外ではございますが、可能な範囲で事業者の説明、対応するよう働きかけを行っているところでございます。今後とも、引き続き関係局間での情報共有をしっかりと図りながら、個々の具体的なケースに応じまして適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 大変前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ取り組みを期待しておきたいと思っております。

次に、北部市場の廃発泡スチロールの処理について伺いたいと思っております。これは平成19年に私が初めて取り上げたテーマであります。残念ながらいまだに解決がされていないという残念なテーマであります。まず、廃棄物処理法による排出事業者責任とは何か、これは環境局長に簡潔に伺います。

◎環境局長（小林哲喜） 排出事業者責任についての御質問でございますが、排出事業者責任とは、廃棄物を排出する事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理することであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 今、環境局長から御答弁いただきましたけれども、事業によって自分で出したごみは自分で片づけろと、それは当たり前のことでありまして、現に商店街などの事業系のごみは排出者がみずから処理をしているというふうになっているということでもあります。改めてその大原則を押さえておきたいと思っております。

北部市場内の廃発泡スチロールの処理の処理業者の選定が6月29日に行われたわけです。今までは毎年更新ということであったのが今回から3年間の更新となりました。現処理業者である同愛会が引き続き3年間の処理業者に選定されましたが、同愛会のプロポーザルによる提案処理単価は幾らなのか、平成28年、平成29年、平成30年それぞれについて伺います。この3年間の川崎市処理負担額の想定負担額の総額についても伺います。

◎経済労働局長（伊藤和良） 廃発泡スチロールの処理単価等についての御質問でございますが、初めに、今回選定されました事業者の平成28年度から平成30年度までの3カ年における廃発泡スチロールの処理単価の提案はゼロ円であると伺っております。次に、この3カ年における廃発泡スチロールの処理に関する本市の負担額につきましても約1,320万円と見込んでおります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 3年間ゼロと。事業者からはお金を取らずに処理をするということであり、そうしましたら次に、同愛会が処理を行うことになった平成25年度、平成26年度、平成27年度それぞれの処理単価は幾らか、そこまで御答弁ください。

◎経済労働局長（伊藤和良） 廃発泡スチロールの処理単価等についての御質問でございますが、初めに、平成25年度から平成27年度までの3カ年における廃発泡スチロールの処理単価はゼロ円となっております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 平成24年度から平成30年度見込みまでのそれぞれ毎年ごとの川崎市処理負担額について伺います。総額についても伺います。

◎経済労働局長（伊藤和良） 廃発泡スチロールの処理に関する本市の負担等についての御質問でございますが、平成25年度から平成30年度までの廃発泡スチロールの処理に係る本市の負担等の金額につきましては、平成25年度が約1,130万円、平成26年度が約960万円となっております。平成27年度以降につきましては、平成27年度が約860万円、平成28年度が約510万円、平成29年度が約470万円、平成30年度が約340万円と見込まれます。また、6年間の総額につきましては約4,270万円と見込まれます。なお、平成31年度には市の負担をゼロ円としてまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 今御答弁いただきましたが、事業者はこの5年間ただなんです。それでいて、市が合計約4,270万円の補助を出しているということでもあります。平成31年度から川崎市負担をやっとなくすとのことでもありますけれども、産業廃棄物処理の処理費については排出者責任の原則から、あと3年以上も待たず即刻廃止すべきと考えますが、経済労働局長の見解をいただきます。

◎経済労働局長（伊藤和良） 廃発泡スチロール処理にかかわる経費負担についての御質問でございますが、廃発泡スチロール処理に係る経費負担につきましては段階的に負担の見直しを進めてきたところでございます。今後も毎年見直しを進め、平成31年度には廃発泡スチロールの処理にかかわる全ての経費について排出者負担とし、市の負担をゼロとしてまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） この支出については、内部監査、また、これは市民からの監査請求等があると僕は逃げられないんじゃないかと思うので、そういうような心配もあるということも申し上げまして、私の質問を終わります。